

津久見川水系河川整備基本方針

令和2年12月

大分県

津久見川水系河川整備基本方針

目 次

1.	河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1)	流域及び河川の概要	1
(2)	河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	3
1)	洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	3
2)	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項並びに河川環境の整備と保全に関する事項	4
3)	河川の維持管理に関する事項	4
2.	河川の整備の基本となるべき事項	5
(1)	基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	5
(2)	主要な地点における計画高水流量に関する事項	5
(3)	主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	6
(4)	主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	6

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

津久見川は、その源を大分県津久見市の池ノ谷山腹に端を発し、鍛治屋川、彦の内川等の支川を合わせ、津久見湾に注ぐ流域面積 16.2km²、幹川流路延長約 7.7km の二級河川である。津久見川は津久見市の市街地を貫流する都市河川で、その流域は津久見市に属し、流域内的人口は約 7300 人となっており、JR 日豊本線や東九州自動車道、国道 217 号、主要地方道佐伯津久見線が通り、本水系の治水、利水、環境についての意義は極めて大きい。

津久見川流域の位置する津久見市は、質・量ともに全国でも有数の石灰石資源を有し、それを原料とするセメント製造業は国内生産量 2 位を誇る基幹産業となっており、流域の主要産業は第 2 次産業が 49% と最も高く、次いで第 3 次産業 47% と、県内の他市町村に比べ第 2 次産業の比率が高い。

流域の気候は太平洋側気候南海型に属し、温暖で 6 月と 9 月に雨量が非常に多くなることが特徴として挙げられる。過去 10 年間（平成 19 年～平成 28 年）における年間平均気温は約 16°C、年間降水量は約 2,000mm となっており、降雨の大部分は台風期及び梅雨期に集中している。

津久見川の流域の地形は東西 6km、南北 4km に広がり、本川は流域中央を北東へ流下し、津久見湾へ注いでいる。流域下流部の平野から河川中流に沿って集落が密集し、上流部は山間地が広がっている。地質は上流部はジュラ紀の堆積物からなる山地であり、中流から下流部にかけては更新世から完新世の堆積岩類により低地が形成されている。

流域の土地利用は森林が約 68% を占め、耕地が約 21%、宅地が約 10% の割合となっており、耕地の大部分はみかん畑となっている。

津久見川流域は津久見市の中心部に位置し、観光地・行楽地としての賑わいが多く見られる。市街地の丘にある大友公園は花見の名所として知られ、他にも左岸 1.2km 地点にある川沿いの公園の桜が地域住民に親しまれるなど、桜による観光都市づくりの今後の発展が期待される。また、津久見川流域は戦国大名の一人、おおともそうりん 大友宗麟の終焉の地であり、その墓がある丘は宗麟公園として整備されている。このように、流域内には市内外から人が訪れる観光上の拠点が点在している。また、毎年 8 月下旬に開催される津久見扇子踊りは県の無形民俗文化財に、赤八幡社楼門は市の有形文化財に指定されている。

① 治水の概要

津久見川は、平成 29 年 9 月 17 日の台風 18 号による豪雨において、公共施設や住宅が密集する津久見川の下流部および彦の内川の上流部にて溢水氾濫が生じ、家屋・事業所等の床上浸水 556 戸、床下浸水 360 戸の甚大な浸水被害が発生した。

このため、洪水氾濫に対する地域の安全性の向上を図る上で、津久見川水系の治水対策を行うことが急務となっている。

② 利水の概要

河川水は伏没するため表流水が見られない区間が多く、取水施設は存在せず河川水の利用は見られない。

③ 自然環境及び河川利用状況

津久見川は、源流から津久見市中ノ内付近までの上流域は、山地を蛇行しながら流下する川幅の狭小な溪流河川の様相を呈し、川沿いの段々畑ではみかんが栽培され、狭い里道が整備されている。河道内は、河床には巨石が多く、アラカシ群落、モウソウチク林などの植生が見られ、コナミキ（環境省：絶滅危惧 II 類、大分県：絶滅危惧 II 類）、シラン（環境省：準絶滅危惧、大分県：準絶滅危惧）の生育も確認される。また、水域にはアユやシマヨシノボリ、サワガニ等が、周辺にはゲンジボタルやビロウドサシガメ等の昆虫類などが生息している。さらに、左岸側の山付き区間は、自然河岸のため背後の山林との連続性が保たれており、野生哺乳類が河川を利用しやすい環境となっている。

中ノ内付近から津久見市大友町の下岩屋橋間の中流域は、津久見市郊外を蛇行しながら流下し、河床は石や礫が主体で、堆積部にはツルヨシ、クサヨシなどの植生が繁茂する。また、水域にニホンウナギ（環境省：絶滅危惧 IB 類）やカワムツ等の魚類が生息している。

下岩屋橋から河口までの下流域は汽水区間となり、下岩屋橋から JR 日豊本線までの間は大きく蛇行し、その下流から河口までは直線的な流れとなる。河床は石・礫・砂が主体で、干潮時はわずかに干潟が露出する。ボラ、ヒメハゼなどの汽水・海水魚、回遊性のニホンウナギ（環境省：絶滅危惧 IB 類）、チチブなどが生息する。周辺ではコチドリ（大分県：準絶滅危惧）等の鳥類が確認されている。

河口部から彦の内川合流点の区間は全域で表流水が見られ、水の透明度が高く、魚影が濃い。そのため、河川沿い道路や橋梁は良好な親水の場となっており、川を見ながら散策する住民の姿がしばしば見られる。定期的な水質調査は行われていないが、水質汚濁の問

題は発生していない。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

津久見川水系では、改修の契機となった洪水や平成29年洪水等の経験を踏まえ、洪水から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるように社会基盤を整備し、津久見川の自然豊かな環境を保全、継承するため、関係機関や地域住民と共に共通の認識を持ち、連携を強化しながら治水、利水、環境に関する施策を総合的に展開する。

また、河川整備を行うにあたり、地域の発展に係る計画との調整を図り、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。

1) 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

災害の発生の防止または軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、津久見川の自然環境や河川の利用等に配慮しながら、河道掘削、引堤、堤防嵩上げ、橋梁の改築などにより河積を増大させ、護岸等を設置し、計画規模の洪水を安全に流下できる対策を講じる。

南海トラフ地震に備え、液状化等により被災する可能性のある堤防については、地質調査、堤防耐震性能照査の結果を踏まえ、堤防の耐震化や堤防の嵩上げを図る。

また、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」は、施設対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とし、津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指す。最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす「計画津波」に対しては、津波による災害から人命や財産等を守るため、海岸における防御と一体となって河川堤防等により津波災害を防御するものとする。

また、気候変動による災害の原因となる豪雨等の外力の増大にともなう水災害の激甚化や発生頻度の増加、局地的かつ短時間の大雨による水災害など様々な事象を想定し、計画規模を上回る洪水及び整備途上段階で施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、被害をできるだけ軽減できるようハード・ソフト一体の対策の実施に努める。

さらに、住民も参加した防災訓練などにより災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図るとともに、水防警報の充実、情報伝達体制及び警戒避難体制の強化など、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進する。

支川については、支川と本川のバランスを考慮し水系として一貫した河川整備を行う。

内水被害の著しい地域においては、関係機関と連携・調整を図りつつ、必要に応じて内水被害の軽減対策を実施する。

2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項並びに河川環境の整備と保全に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、今後とも流水の利用の適正化や合理化が図られるよう関係機関との調整に努めるとともに、関係機関と連携して、流水の正常な機能の維持に努める。

河川環境の整備と保全に関しては、ニホンウナギ等の貴重な動植物が生息・生育する状況を踏まえ、現在の良好な自然環境や動植物の多様な生息・生育環境の保全・再生を図るとともに、河川利用と自然環境との調和のとれた河川整備に努める。砂洲により形成される瀬や流れの緩やかな場所など、多様な流れを保全し、やむを得ず河川改修の対象とする際は、可能な限り影響を低減することとし、生物の利用の多い水際植生は極力復元する。また、アユの餌場、産卵場となる区間においては、河床材料を保全し、上流では河岸樹林を保全する。

人と河川との豊かなふれあいの確保については、河川を通じて地域間交流を推進し、川とふれあいの場、憩いの場としての河川環境の整備と保全を図る。

また、沿川の自治体が立案する地域計画等と連携・調整を図り、津久見川を活かした魅力ある流域づくりを推進し、河川利用に関する様々なニーズを踏まえ、地域住民に親しまれる河川整備を行う。

また、環境に関する情報を適切にモニタリングし、河川整備や維持管理に反映させる。地域の魅力と活力を引き出す住民参加による河川管理を推進する。そのため、河川に関する情報を流域住民と幅広く共有し、防災学習、河川利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図るとともに、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進する。

3) 河川の維持管理に関する事項

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、及び河川環境の整備と保全の観点から適切に行う。

また、堤防・樋門等の河川管理施設の機能を確保するため、巡視、点検、維持補修、機能改善などを計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持しつつ、施設管理の高度化、効率化を図る。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水は、平成29年9月（台風18号）洪水等の既往洪水について対応するものとして、そのピーク流量を基準地点の下岩屋橋において $360\text{ m}^3/\text{s}$ とし、これを河道に配分する。

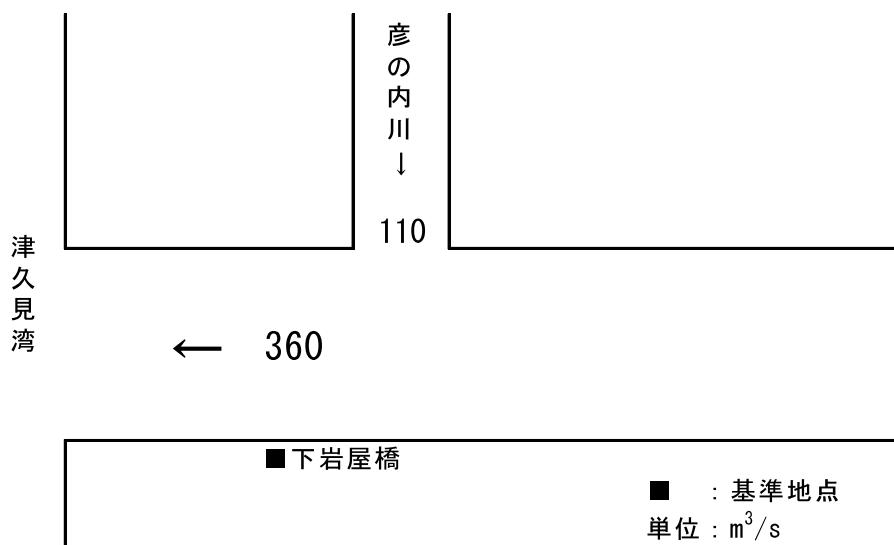
基本高水のピーク流量等の一覧表

（単位： m^3/s ）

河川名	基準地点 主要地点	基本高水の ピーク流量	洪水調節施設 による調節量	河道への 配分流量
津久見川	しもいわや 下岩屋橋	360	—	360

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、基準地点の下岩屋橋において $360\text{ m}^3/\text{s}$ とする。



津久見川計画高水流量図

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 (TPm)	川幅 (m)	摘要
津久見川	しもいわや 下岩屋橋	0.74	3.20	28	基準地点

TP : 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

津久見川において正常な機能を維持するための流量は、基準地点八幡橋地点において、年間で最も河川流量を要するアユ産卵期で概ね $0.1\text{m}^3/\text{s}$ と想定される。

一方、現況河道では伏没により河川流量が見られない状況にあることから、今後、表流水や伏流水の相互関係の解明や経年的な流量データの蓄積を行った上で、正常流量を決定するものとする。

【津久見川正常流量の設定にあたっての課題】

- ・大半の区間で伏没により現況河道に表流水がないが、表流水と伏流水の相互関係、機構が明らかになっていない。
- ・表流水が見られる区間においても、経的な流量観測は行われておらず、自然流量の把握が十分でない。

【参考図】津久見川水系平面図



津久見川水系位置図